

## 青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について

### 1 制定理由

児童福祉法の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係省令の整備により「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」が改正されるため、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行おうとするものである。

○母子生活支援施設（児童福祉法第38条）

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

○青森市母子生活支援施設（青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項）

- ・名称：青森市立すみれ寮
- ・指定管理者：社会福祉法人 敬仁会（指定期間：R3.4.1～R8.3.31）

### 2 改正概要

法律	令和4年法律第66号による改正後の児童福祉法 (以下、「改正児童福祉法」という。)	困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律	
改正内容	改正児童福祉法第33条の3の3 児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下、「 <u>意見聴取等措置</u> 」という。） <u>を行う規定を新設。</u>	改正児童福祉法第7条 <u>里親支援センター<sup>(※1)</sup>を新たに児童福祉施設として位置づける。</u>  (※1) 青森県設置。里親養育包括支援事業を行っている乳児院を想定している。	売春防止法第34条で規定されていた「婦人相談所」について、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い「 <u>女性相談支援センター</u> 」へ名称を変更。



国	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	
改正内容	(自立支援計画の策定) 第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、 <u>年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u>	(関係機関との連携) 第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター <sup>(※2)</sup> 、 <u>里親支援センター、女性相談支援センター</u> 等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。  (※2) 児童福祉法第44条の2に規定されている児童福祉施設。県内では弘前市の児童家庭支援センター太陽の1カ所。



青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例		
改正内容	(自立支援計画の策定) 第二十八条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、 <u>年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u>	(関係機関との連携) 第三十条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所と密接に連携するとともに、必要に応じ児童家庭支援センター、 <u>里親支援センター、女性相談支援センター</u> 等関係機関と連絡調整を行い、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

### 3 施行期日

令和6年4月1日